

広告募集案内【企画提案募集】
(施設広告掲出仕様書)

保土ヶ谷区戸籍課窓口番号表示板に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

1 募集概要

名 称	保土ヶ谷区戸籍課窓口番号表示板
内 容	保土ヶ谷区戸籍課戸籍担当窓口、登録担当窓口及び証明発行窓口に設置するお客様呼び出し用の番号表示板を設置するにあたり、広告を活用し、運営費の削減・その他行政サービスの向上に繋がる企画を募集します。 屋外広告物には該当しません。
施設所在地(場所)	横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地9
広告設置場所	保土ヶ谷区戸籍課戸籍担当窓口・登録担当窓口及び証明発行窓口 (なお、待合スペースのレイアウト変更等により変更する場合があります。)
番号表示板の条件	○番号表示板は戸籍課3窓口5か所(①戸籍担当窓口(受付と交付)、②登録担当窓口(受付と交付)、③証明発行窓口(交付))に6台以上設置するものとします。 ○交付窓口の番号表示板は呼び出し済みの番号を一覧で12個程度表示する機能を有するものとします。 ○各表示板のモニターサイズは問いませんが、待合席から文字が十分に視認できることと、他の掲示物を遮ることのないものとします。 ○来庁者用の番号札は発券機から出力したものを使用するなど、使い回すことがないような仕組みとします。 ○来庁者を呼び出す際は、バーコードスキャン等の方法で機器に読み込み、番号をモニターに表示し音声で読み上げるものとします。 ○インターネットから各窓口の待ち人数と呼び出し中の番号が分かるものとします。 ○①戸籍担当窓口と②登録担当窓口については、窓口の待ち時間や待ち人数が日ごとに確認できる集計機能を持つものとします。 ○行政情報の画像・動画を表示できるモニターを2か所以上設置してください。 ○広告掲出期間終了後は原状復帰をしていただきます。
広告掲出可能スペース	番号表示画面と同程度のサイズで、番号表示板の付近に表示することとします。
広告掲出期間	令和4年6月1日～令和9年5月31日(5年間) ※1年ごとに使用許可を受けていただく必要があります。 (5「広告掲出にあたっての留意点」参照)

2 申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和3年10月29日(金)～令和3年11月11日(木)
提案内容評価	令和3年11月 中旬 提案内容評価においては、申込者に対するヒアリングを行います。 日時等の詳細については、後日お知らせします。
選定結果通知	令和3年11月 下旬

3 申込手続

申込条件	申込みは広告代理店に限らせていただきます。
申込方法	令和3年11月11日(木)午後5時 00 分までに、広告企画書を下記申込み・お問合わせ先まで持参、電子メール又はFAX等でご提出ください。電子メール又はFAX 等にてご提出された場合は、その旨、ご連絡ください。
広告企画書 記載事項	(1) 番号表示板・発券機の仕様、各種操作方法 (2) 設置箇所、設置方法、広告掲出期間終了後の原状回復方法 (3) 保守、維持管理の考え方 (4) 過去3年間の自治体向け広告付き番号表示板の設置実績(令和3年 10 月1日現在) (5) 市にとっての経費縮減効果(設置・運用等にかかる費用)及びその算出根拠 (6) 設置期間の収支見込み、営業活動計画等資金計画、広告枠の販売価格 (7) その他行政サービスの向上につながる内容 ※本市広告事業において媒体化しているものを除く

4 選定手続

評価項目	評価基準
(1) 番号の視認性(見やすさ)	表示した番号を来庁者が認識しやすい画面構成となっているか、遠くからでも認識しやすい色の構成にできているか。
(2) 番号の認識のしやすさ	呼ばれている番号を音声等で来庁者が認識しやすい工夫がされているか、また再呼び出しができるか。
(3) インターネット上での呼び出し状況の認識しやすさ	インターネット上で表示する待ち人数や呼び出し中の番号が認識しやすい画面構成か、またページへのアクセスが容易か。
(4) 広告枠に広告事業者が不足した際の対応	待合時間を快適に過ごせるようなコンテンツを用意できるなどの工夫ができているか。またこれに関して職員作業や事業者への依頼を伴うかどうか。
(5) 日常の操作性全般	職員の負担が少なく操作しやすい仕様となっているか。
(6) 行政情報更新時の操作性	行政情報の更新時に、提案者に依頼する場合は迅速かつ柔軟に、また職員が行う場合には作業負担が少なく、容易に更新できる仕組みとなっているか
(7) 設置機器選択の余地	区戸籍課戸籍担当窓口、登録担当窓口及び証明発行窓口の設置環境に合わせた機器を選択できるか。
(8) 導入時・導入後フォロー	機器導入時及び導入後のフォローや問合せ対応が行える体制が整えられているか。
(9) 広告更新作業時の制限の有無	広告を更新する際、番号表示・呼び出し機能及び広告表示機能に支障なく作業を行えるか。
(10) 障害対応に対する考え方	障害発生防止対策及び障害発生時の対応方法が適切か。
(11) 安全性等	地震発生等の際に来庁者に被害が生じないよう番号表示板設置上の安全対策がとられているか、また機器に故障等があった際にすぐに対応がとれるか。
(12) 設置実績	自治体向け広告付き番号表示板事業の実績。(令和3年 10 月1日現在)
(13) 広告付き番号表示板事業に関する理念・方針、考え方	自治体で行う広告付き番号表示板事業に対する広告事業者としての理念・方針、考え方。

	(14) 収支の妥当性	根拠が明確な資金計画であるか、本事業により申込者が得る収益が適正であるか。
	(15) 地域活性化への貢献	広告枠を、区内事業者又は隣接区を含む市内事業者から選定をする方針となっているか。
	(16) その他行政サービスの向上等につながる提案	その他本市の行政サービスの向上や経済的メリットにつながる提案がなされているか。
評価方法	<p>○保土ヶ谷区広告事業選考会において、上記評価項目に従い、広告企画書に記載された提案内容を、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。</p> <p>○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者(広告掲出事業者)として選定し、広告掲出についての交渉を行います。</p> <p>※申込者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。</p> <p>※最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。</p> <p>※評価の結果同点となった場合は、保土ヶ谷区広告事業選考会で再度審議のうえ、決定いたします。</p>	

5 広告掲出にあたっての留意点

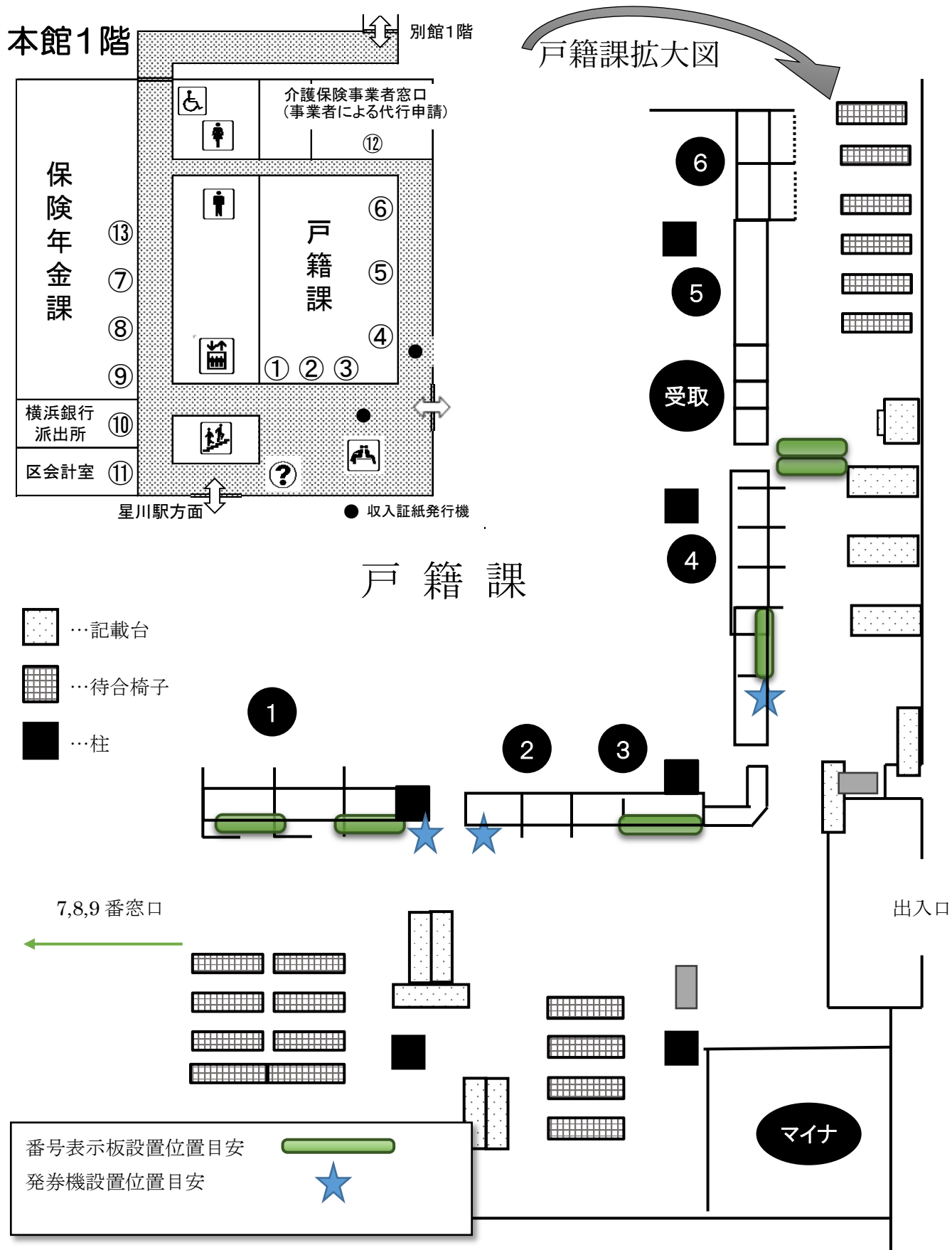
広告の条件	<p>○広告内に「広告」である旨を明記するなど、お客様が見て、広告であることが明らかとなるような措置を講じてください。</p> <p>○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準及びその他の広告関連規程を遵守してください。</p> <p>○その他次に掲げる広告は掲出できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡等に関わる内容の広告(例:墓石の案内) ・離婚等に関わる内容の広告(例:弁護士の離婚相談)
広告の制作等	<p>○広告掲出の2週間前までに広告原稿を提出し、上記の条件について広告内容の審査を受けてください。</p> <p>○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○上記の期限までに広告原稿をご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますのでご注意ください。</p> <p>○番号表示板の設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。</p>
財産の使用許可	<p>○番号表示板の設置する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、使用許可に係る使用料をお支払いいただく必要があります。</p> <p>(1000 円/㎡(番号表示板(表示面側)の面積) + 「行政財産の使用料及び普通財産の一時貸付料算定にかかる土地および建物価格算定要領」に基づき算出)</p> <p>○広告掲出に伴う電気料金及びその他諸費用については、実費負担していただくことになります。</p>
その他	<p>○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。</p>

6 申込み・お問合わせ先

担当課名	横浜市保土ヶ谷区戸籍課
所在地	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9
TEL/FAX	TEL 045-334-6234 / FAX 045-335-6781
Eメール	e-mail ho-koseki@city.yokohama.jp

次頁あり

■設置予定場所



※待合スペースのレイアウト変更等により設置場所を変更する場合があります。

■設置場所写真（番号表示板は、現在の設置状況）

（写真1：1番 戸籍担当窓口）



（写真2：2番・3番 証明発行窓口）



(写真 3 : 入口から 4 番 登録担当窓口方向)



(写真 4 : 4 番窓口・受取窓口)



広告企画書（広告付物品提供・施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX		
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広告主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申込内容	募集対象事業名称			
	物品提供等 に係る経費	_____千円（概算） ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として使わせて頂きます。		
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由） ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。		
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいた E メールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）